

横浜市寿町健康福祉交流センターの施設の供用時間及び供用日に関する要綱

制定 平成 29 年 12 月 5 日 健生支第 1994 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市寿町健康福祉交流センター条例（平成 29 年 10 月横浜市条例第 32 号。以下「条例」という。）第 3 条に規定する横浜市寿町健康福祉交流センター（以下「センター」という。）の施設の供用時間及び供用日を定める。

（供用時間及び供用日）

第 2 条 センターの施設の供用時間及び供用日は別表のとおりとする。

（委任）

第 3 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

別表

施 設	供 用 時 間	供 用 日
診 療 所	午前 9 時 30 分から午後 0 時 30 分まで及び午後 2 時から午後 6 時まで	1 月 4 日から 12 月 28 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。
精神科デイ・ケア施設	午前 10 時から午後 4 時まで	1 月 4 日から 12 月 28 日まで。ただし、火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除く。
健康コーディネート室	午前 9 時から午後 5 時まで	1 月 4 日から 12 月 28 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。
一 般 公 衆 浴 場	午後 1 時から午後 9 時まで	1 月 2 日から 12 月 31 日まで。ただし、日曜日を除く。

そ の 他 の 施 設	午前9時から午後9時まで。ただし日曜日及び祝日法による休日は、午前9時から午後5時まで	1月4日から12月28日まで。ただし、第4日曜日を除く。
-------------	---	------------------------------